

経営安定セミナーⅡ

債権法の改正のあらましと実務対応について

民法の財産法（中心は債権法の部分）が120年ぶりに大改正され、平成29年5月26日に成立しました。一部の規定を除き、**平成32年4月1日から施行される**ことが決まっています。

今回の改正は多岐にわたっておりますが、中心は経済活動の基本となる契約に関する規定であり、日常の取引に大きな影響を与えるものであります。

そこで、**今回の講演では、実務上特に重要な部分を中心に**、何故改正が必要とされたかを含めて解説し、対応方法を明らかにしていきます。

- 日 時 平成30年3月7日(水)午後2時～4時
- 場 所 上田商工会議所5階ホール(上田市大手1-10-22)
- 講 師 弁護士 花岡正人氏

主な内容

- ◆施行前の契約はどうなるのか
- ◆改定部分の解説
- ◆実務上の重要項目について
消滅時効、法定利率、保証債務、定型約款…等

- 受講料 無料
- 定 員 50名
- お申込み 2月27日(火)までに、下記窓口までご連絡ください。
上田商工会議所 HP【<http://www.ucci.or.jp>】からもお申込みいただけます。
- 主催・問合せ 上田商工会議所 中小企業相談所 経営安定特別相談室
TEL.22-4500 FAX.25-5577
- 共 催 小諸商工会議所 佐久商工会議所

上田商工会議所 中小企業相談所 行【FAX.25-5577】

「債権法の改正のあらましと実務対応について」 参加申込書

事業所名 _____ 所在地 _____

担当者 部署 _____

氏 名 _____ 連絡先 (TEL) _____

受講者名	受講者名	受講者名

※ご記入いただいた個人情報については、今後上田商工会議所が行う講習会の案内に利用させていただく場合があります。